

## 回答票②

## 回答票③

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
(本庁)		
a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)		
(地方社会保険事務局)		
*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)		
(社会保険事務所)		
i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)		

(注1)「区分」欄は、現職者が退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

無し

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

わかりない。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

テレビ、新聞等で未統合500万件の報導を  
知ったとき、何故と納得したのが心地です。  
地方社保事務所では進度記録は、社保庁で  
適正に処理しているものと、思っていました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

運転時は、エンゼューターがまだ進入されておりず。  
新聞等で漢字がエンゼューターに入力されない  
システムであると知り、~~漢字~~をカタカナ  
書をかき入力するなど不可解で、何故こんな  
システムのエンゼューターを導入したのでしょうか。  
本当に基づいて逆反して標準報酬改定、省松事務所  
の取扱いは論外の沙汰でしまう

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
	(本庁)	
	a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)	
	(地方社会保険事務局)	
	*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)	
	(社会保険事務所)	
	i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1) 「区分」欄は、現職者が退職者がいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

（略）

(質問2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

- ① 「被保険者の申告を立証なく認めるべきでないと思います。」
- ② 「申請免除、みなし納付扱いをすべきではないと思います。」
- ③ 「受給資格期間を満たす「カラ期間」を活用し受給権を確保する」

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

- ①昭和40年4月から国民年金の記録事務にコンピューターが導入され、各事務所からさん孔タイプライタで被保険者記録を紙テープに記録し連続していました。入力事務に関する事前、事後の確認事務が不十分であり、東社会保険事務所の幹部は将来に危機感を持っていた。
- ②昭和47年頃から各市町の電算化により事務処理の変更(導入、委託)が行われ切替作業における入力ミスが生じた。その際、市町台帳と事務所台帳との照合結果3%前後の不一致があった。この処理方法が事務所間担当者間で統一されていなかった。
- ③55年から社会保険オンラインの開始に伴う切替作業中のエラー、返済処理等が不十分であった。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

- ①についてはさん孔タイプライタ担当者の増員と交代制の必要性を複数の職員が上司に伝えたが改善されなかった。
- ②資格、納付記録等の不一致について追跡調査を行い最終的には被保険者に有利な方を採用した。
- ③については特に記憶はありません。

反省点 1. 問題意識を持っていたが(20年、30年後)危機意識が希薄であった。  
2. ダブルチェックを強化すべきであった。  
今後、国民の信頼に応えるためミスを最小限にするためダブルチェックを強化をお願いしたい。

ご協力、ありがとうございました。

## 回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職		以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。
(本庁)		a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)
(地方社会保険事務局)		<small>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課</small> e. 事務局長 *平成11年度までは課長 <small>f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹</small> g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)
(社会保険事務所)		i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

## 回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

- 年金記録について、既に経済省行政評議会等で  
議論結論等について公表されてる」それ以外のものについて  
は承知してません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

- 沿岸の半島処理体制(普通保険等)にも限界があります。  
やがて、資源を増加し時間はかかると思いますが、着実に  
取り組んで行くべきと考えます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録管理が不十分でらつたことは非常に大変な問題と考えてあります。特に無年金者も1人でも多くすくいう立候で収納手段、等の取扱いがなしだったことで、このような問題が発生したことは想定していません。田石営業部帳の存在については過去において承認されておりましたが、エンドユーザーへの收録については、予算的負担を考慮したり、年金請求請求での統合としているとの理解であります。また、今回の問題が発生したことでも統合年金の400万件への対応など量的なものは認識された次第です。

改めて

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

今回の問題が発生以後、退職前後年間は年金特約受取期間延長への対応等被保険者年金受給者の皆様の年金記録整備に努めてまいりました。これらの問題を発じた原因は、現在の業務処理では考えられない、手作業時代のシステム的な問題。本並行手作業での業務処理、個人が複数の年金情報を持つ等一つの被保険者等で管掌するため実体的に困難であると等から思ひます。

ご協力、ありがとうございました。

## 回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	(退職者)
所属	本庁	(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
	(本庁)	
	a. 本庁部長級以上	
	b. 本庁課長・室長・企画官級以上	
	c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上	
	d. その他(本庁)	
	(地方社会保険事務局)	
	*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課	
	e. 事務局長 *平成11年度までは課長	
	f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹	
	g. 事務局課長補佐・係長級以上	
	h. その他(事務局)	
	(社会保険事務所)	
	i. 事務所長	
	j. 事務所課長級以上	
	k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

## 回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

国民年金の保険料納付について、夫婦間で「夫が納付済の期間、妻が未納となっている。」のは、全て役所の手落ちであるかのように判断し、「第三者委員会」がそれを「納付済期間」として、容認しているように???聞きおよんでいますが、もし、そうだとすれば、一寸疑問が残ります。

(注) 国民年金発足当時は国民年金に対する理解は極めて薄く、「将来よりは今が大事、主人は必要としても、女に年金は不要。」との考え方から、「妻は納めない(納付途中においても、納付困難となった場合、妻だけ断続的に納めない。)」という事例は多々あったと思います。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

「第三者委員会」に適正な判断をお願いする他、特に想いつきません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

手書きの時代でしたから記録進達(原稿)の際、不備があれば片より「事故リスト」で返戻され、調査修正のうえ再進達をしていましたから(最終的にはその都度、庁において修正処理されているものと思つていましたから)。現時点では現時点で「消えた年金」と言うのは、二寸、理解に苦しみます。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

反省点と言われても、当時、末端の事務所では考えられないことでしたから、特に申し上げることはございません。

ご協力、ありがとうございました。

## 回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
(本庁)		
a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)		
(地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課		
e. 事務局長 *平成11年度までは課長 ①事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)		
(社会保険事務所)		
i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)		

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

## 回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知りません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

初期的解決策は思い浮かばせん。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

基礎年金番号の未統合問題は、基礎年金番号制導入後、本人に対する確認書等により記録の統合が行われましたが、記録が全て統合できるとは思いませんでした。しかし、未統合の記録は、年金請求時に職歴確認書等により整理ができると考えておられたので、大きな問題との認識はありませんでした。

年金記録問題の大半は報道等で知りました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でのみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

現時点でもう場合の反省点は、費用事務量は別として、一定期間及び資格喪失時に本人確認を行っていなれば、年金記録問題の一部は防げるのではないかと思います。

ご協力、ありがとうございました。

## 回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方 庁
最終官職		以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。
(本庁)		a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)
(地方社会保険事務局)		*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)
(社会保険事務所)		i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいづれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいづれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

## 回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

厚生省には特殊被扶養にあわせた者と  
負担増加額で、既に特別被扶養区分が存在  
するが被扶養にあわせた者の申請(?)  
の審査が事実上は厳しくなっている  
100%解決方法にあらかじめ思いますが、  
この申請は多いので、この書類では対応(?)  
しておこう。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

行政(?)が事務手続過程でこの課題  
が発生したのが最も理解されて  
おられるか(?)と尋ねられ、次第にから  
ず次のB. 理由で併せて複数で  
この問題を認めたうえで法は如何か  
(選択式で記入)。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

記録の問題で先生はどこで予測に不備  
が見えたか(本音ではなく)、音楽の部分  
は別で決めていて、歌詞の部分は自分で  
してたり歌ってたり。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

多くの装置が多角に直角を繋いで成り立  
た無い状況は、次から順に各部が直角に組  
合して立つ。被覆は人道的条件に體子方法  
がと思われる。抗御装置では各部の  
各部が人手に反対の内部岩盤を構成する  
斜面即ち岩盤が傾いておらず、(が)反対に岩  
盤の方向の変遷を本部で解決に叶ひ  
努力された事である。

ご協力、ありがとうございました。

## 回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本・庁	地方庁
最終官職		
以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。		
(本庁)		
a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)		
(地方社会保険事務局)		
*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)		
(社会保険事務所)		
i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)		

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

## 回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特別に問題を生じるようなことはないません。  
小生は、国年発足当時の反対運動も知っていますが、その人達が年金の重要性を今にまでかねひきしく言いたてていることに苦言を呈したいとすら思っています。

(質問2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

手作業であっても機械化されても、人の手ひやうものであります。そこには誤字脱字の修正もあることは思います。その修正後の決戻時にミスが生じないかと考えます。いかゆかの記録を正当とみなして被保険者の記録に統合するのがベストだと思います。ただし、時効後の取得については絶対読み飛ばさないといふことがあります。

香川県では標準報酬の訂正とか遅延にて差額を窶たさせていたケースは小生の微級課長時代には決してありました。(現金給付等で必ず発生するもの)

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

小生は国民年金の被保険者からさん子に変る時、社会保険事務所でその書類がに従事し、また厚生年金保険の被保険者からオンライン機械化切替時に監視係員として各社会保険事務所の指導をしていました。国民ひとりの将来の為に粗淺のせいめいにそれだけで頑張つたつもりです。こういった問題が存在すると知つたのはふく年金からの報道です。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点での場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

現在、社会保険事務所で記録整備事務員としてこの問題の解決に微力ではありますか、精一杯努力しています。その際痛切に思ったのは、事後の整合、収集が不十分でなかったのが、市町村との連携にどこか欠けていたところは「ゆう」かという点です。たゞ、国民年金については市町村単位で業務を統一する方が、よいと現在も考えています。

ご協力、ありがとうございました。

## 回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)  (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)  (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいづれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいづれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

## 回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

ねんきん特別便等のように、本人に直接確認してもらえないと思う。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

ごく一部、事業所の届出誤りで、記録が違っていたのは知っていたが、このような問題があるのは2年前、初めて知った。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

入会調査の対象が高齢者となると記憶忘れや痴呆であると本人以外に家族・知人を聴取しても確認できなものがある。

ご協力、ありがとうございました。

## 回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
(本庁)		
a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)		
(地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課		
e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)		
(社会保険事務所)		
i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)		

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

## 回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知ったのが、パスワードのため、並肩一般以外は、承知していない。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

考えたが検討つかない。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍当時、年金記録は、将来の年金につながる大切な記録であると認識していたので、慎重に取扱っていた。  
このため問題の存在は、考えられず、知ることが出来なかつた。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるかお考えですか。

辞職後、15年以上経過しているので対応出来ない。

ご協力、ありがとうございました。

## 回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方 庁
最終官職		以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。
(本庁)		a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)
(地方社会保険事務局)		*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 実務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)
(社会保険事務所)		i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

## 回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

他の問題は認識しておりません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在、取扱いの方法以外考慮されません。

将来的に何らかの解消策は何か検討を進めていかなければなりません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

この様な問題が起きたと強く感じてありますんでした。  
現在我が行には年金問題というところです。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

反省点等整理はできませんでした。

ご協力、ありがとうございました。

## 回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方府
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
	(本庁)	
	a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)	
	(地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)	
	(社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方府かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

## 回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

政治判断で区切りをつくる。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録問題の存在を承知していなかった。

平成19年頃

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でのみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

1. 居住在外者では、戸籍や外国人登録の情報活用  
することによって正確性を確保すること。

2. 法改正や業務処理方法の変更時には、年金制度  
の対象者全員について適確な対応をすること。  
問題があれば、その時点でオープンにし法整備を  
含め未然に記録を残しておく。

ご協力、ありがとうございました。

## 回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 <input checked="" type="radio"/>	退職者 <input type="radio"/>
所属	本庁 <input checked="" type="radio"/>	地方庁 <input type="radio"/>
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
(本庁)		
a.	本庁部長級以上	
b.	本庁課長・室長・企画官級以上	
c.	本庁課長補佐・係長・主査級以上	
d.	その他(本庁)	
(地方社会保険事務局)		
*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課		
e.	事務局長 *平成11年度までは課長	
f.	事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹	
g.	事務局課長補佐・係長級以上	
h.	その他(事務局)	
(社会保険事務所)		
i.	事務所長	
j.	事務所課長級以上	
k.	その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

## 回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

私は在職中、資格登記簿を担当していました期間は、  
1年8ヶ月程度でした。年金記録簿についての問題は、  
お聞きされません。

被保険者名簿、年金台帳は、紙面でなくて、電子  
(東京の方に向かって端があり印字され、書類で封筒に入れます)。  
被保険者登録と並んで、

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

例えば、障害者手帳等の複数枚を持った場合は、年金支給額  
とそれでは掛かりませんが、年金支給額の計算が複数枚ある場合は、  
他の会員の年金支給額を計算する際に、複数枚の年金支給額を合算して、  
複数枚にて複数申請する。

また、加入期間の複数枚の場合は、現在の年金支給額  
を複数枚の年金支給額を合算して、複数枚の年金支給額を合算して、  
年金支給額を計算する。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

私が勤めていた年金記録問題を認識したのは、年金記録問題が発生してからです。  
この問題が新聞などで書かれておりました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

問題が発生してから自分で現状をみて  
年金記録問題が発生する原因があると  
私は非常に心配で、年金記録問題が発生する原因は  
正確な記録がされていないと問題が発生する原因だと  
思いました。

ご協力、ありがとうございました。

## 回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方府
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
	(本庁)	
	a. 本庁部長級以上	
	b. 本庁課長・室長・企画官級以上	
	c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上	
	d. その他(本庁)	
	(地方社会保険事務局) <del>年金課</del> 年金課 *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課	
	e. 事務局長	*平成11年度までは課長
	f. 事務局課長級以上	*平成11年度までは主幹
	g. 事務局課長補佐・係長級以上	
	h. その他(事務局)	
	(社会保険事務所)	
	i. 事務所長	
	j. 事務所課長級以上	
	k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいづれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方府かのいづれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

## 回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知りません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

わかりません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

知りませんでした。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でのみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

わからぬ。

ご協力、ありがとうございました。

## 回答票②

## 回答票③

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
(本庁)	a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)	
(地方社会保険事務局)	*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)	
(社会保険事務所)	i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

基礎年金番号に密自期間のある方に来所依頼又は訪問調査です。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

地方での裁量の初めて本人職歴の照合を実施  
に至る理でいた。また年金が存在することを  
知ったのは平成19年頃と思う。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

退院後でありますかしていません。

ご協力、ありがとうございました。

## 回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	<input checked="" type="checkbox"/> 地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
(本庁)		
a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)		
(地方社会保険事務局)		
*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 <sup>†</sup> f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)		
(社会保険事務所)		
i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)		

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

## 回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

世間一般に知られていない新たな問題は知りません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

- ① 人手と時間がかかるが、紙台帳やマイクロフィルムを基にオンライン情報との全数突合を行う。
- ② 本人の申し立てと納付記録が相違している場合等は、本人に不利にならないように国の責任において記録を訂正する。

**回答票④**

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

地方庁に在職中は、年金記録の進捗や事故リストの処理を定められたとおり行っており年金記録問題の存在は認識がなかった。問題の存在は退職後、新聞等の報道で知りました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でのみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

当初、基礎年金番号に未統合等の年金記録事故が、なぜ5,000万件を超える膨大な件数になったのか。また、そうなった原因は何にあったのか詳細なことは、私たち地方庁に勤務しすでに退職している者には知らされておりません。

報道等では、原因は社会保険庁のすさんな事務処理と言われていますが、主たる原因は本庁(社会保険業務センター)にあったのか、あるいは地方庁(社会保険事務所)にあったのでしょうか。

こういった状況で、「反省点を挙げよ」と言われても、挙げることは不可能です。

ご協力、ありがとうございました。

## 回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
(本庁)		
a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)		
(地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)		
(社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)		

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

## 回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

事業主からの届出内容、特に生年月日・氏名に誤りがあるのか相当割合みうけられ、

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

取得届等については、氏名・生年月日を確認できる書類の添付を義務化ける。  
(住民票写し等)

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

特に、問題は気が付かなかった。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、ごの問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

特にない。

ご協力、ありがとうございました。

## 回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
(本庁)		
a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)		
(地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)		
(社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)		

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

## 回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

どうすればいいのか、それは考へかねません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在職時には、この問題は認識していませんでした。  
(H8年4月を)

存在を知ったのはニュース等で報道されてからです。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

特別に対応していません。

今後の対応としては  
業務量に見合った人材の確保と、育成研修を充実  
することだと思います。

ご協力、ありがとうございました。

## 回答票②

## 回答票③

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)  (地方社会保険事務局) <small>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課</small> e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)  (社会保険事務所) ①事務所長 i. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1) 「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2) 「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3) 「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特になし

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍中には特に問題として認識していなかった。  
ただし、退学後に記録がめぐらしく変わらなくなったりが原因で  
潜在的に存在していることは否めない。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でのみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

その時点では特に対応は出来なかつた。  
現時点では、社会保険等の導入を早期に図るべき  
である。  
少なからず年金報告については一人1番号を徹底しておくべき  
である。

ご協力、ありがとうございました。

## 回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職		以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。
(本庁)		
a. 本庁部長級以上		
b. 本庁課長・室長・企画官級以上		
c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上		
d. その他(本庁)		
(地方社会保険事務局)		
*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課		
e. 事務局長 *平成11年度までは課長		
f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹		
g. 事務局課長補佐・係長級以上		
h. その他(事務局)		
(社会保険事務所)		
i. 事務所長		
j. 事務所課長級以上		
k. その他(事務所)		

(注1) 「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2) 「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3) 「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

## 回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

存じません。

(質問2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

コンピュータの記録と台帳等の計算的な  
対応をし、コンピュータへの転記が正確かどうか  
を調査する。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録は将来被保険者の年金受給につながるものであるため、年金記録は適正かつ正確に取扱いすべきだと認識していました。

平成19年6月に知った。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でのみた場合に、この問題についてどのような点が反省として挙げられるとお考えですか。

常に年金記録は正しく記録し保存すべきであると若々て仕事をしていた。

職員一人一人が公務員であることを自覚し、

責任をもって仕事をすべきであると考える。

ご協力、ありがとうございました。

## 回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
<b>最終官職</b>		以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。
(本庁)		a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)
(地方社会保険事務局)		*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)
(社会保険事務所)		i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1) 「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2) 「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3) 「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

## 回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません

(質問2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

記録の統合は慎重にあるべきと考えます。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本府	地方府
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
(本府)		
a. 本府部長級以上 b. 本府課長・室長・企画官級以上 c. 本府課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本府)		
(地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課		
e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)		
(社会保険事務所)		
i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)		

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本府か地方府かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

本人の勤務していた事業所と厚生年金等の適用事業所が異なることから、記録が一統せず重複している場合もある。  
関連会社に加入していることはまだ一度の人は多いが、場合が  
<sup>(現会社)</sup>多く特に古い記録など記憶が乏しいとも問題であります。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

過去の適用記録等経過が判らないたり、特別被の回答に結果が上らないケースが多く、と思われます。  
経過が判らぬ者(約8割)に、年金職員等の支援を求めてはどうか。  
また、特別被の回答があたって、本人の記載内容を十分に確認しないと調査がむづかしいケースがあるので、本人に電話確認するなどして、記憶を呼び起し回答効率を上げるような方法もあるのではないか?

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍中は、記録管理に問題はないと確信していた  
このため消えた記録に取り上げられることに驚いた。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるかお考えですか。

記録のオンライン化、基底整年金循環への記録統合に関する  
それぞれ、エラーが相当多いと想われる。  
これをそのままにしておけば、今後のように  
大量の記録誤りが発生しそうだったのでないか。  
年金記録請求の際、記録もれを発見した場合、調査補  
正できるとの想いがわかったのではないか。  
何はともあれ、照会に対し早く回答し信頼回復を図る  
べきと考えます。

ご協力、ありがとうございました。

## 回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)  (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)  (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

## 回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

ありません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

国民年金記録の管理について

オンライン事務処理方に切替わるまでの手作業による年金記録。  
市町村からの報告、基づき被保険者台帳(紙台帳)に  
毎月記録と転記して管理する事務処理方法について  
誤記、記入されか考えられた。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でのみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

国民年金記録の確認について

市町村の国民年金名簿と社会保険事務所の被保険者  
台帳とを対応して正確な記録の管理に努めていた。  
市町村職員、社会保険職員ともに多くいたため、記録の  
対応業務に充分時間をかけられなかった。

ご協力、ありがとうございました。

## 回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	<input type="radio"/> 退職者
所属	本 庁	<input type="radio"/> 地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
(本庁)		
a. 本庁部長級以上		
b. 本庁課長・室長・企画官級以上		
c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上		
d. その他(本庁)		
(地方社会保険事務局)		
*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課		
e. 事務局長 *平成11年度までは課長		
f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹		
g. 事務局課長補佐・係長級以上		
h. その他(事務局)		
(社会保険事務所)		
i. 事務所長		
j. 事務所課長級以上		
k. その他(事務所)		

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

## 回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

社会保険の在籍についても、年金記録については、「法令」にも記載され、「社会保険庁」の指示により、準備処理し、「社会保険事務局(セシター)」に年金記録を送り、年金記録を「業務センター」に、コントローラーへが管理していく。後に、全国の社会保険事務局がコントローラーへが管理(オンライン化)され、全て、コンピューター化されたものである。

今が老えてみると、問題があなたとすれば、「業務センター」にあれば、膨大な量の記録の入力があり、ミスが多かったのではないかと思われる。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

上記の通り、社会保険庁と「オンライン化」された当時は、地方には、古く紙面帳(原稿)も保管していたが、しばらくして、社会保険庁の指示により、紙面帳(原稿)は廃棄されたので、不鮮明なスクリーンショット(現在どうなつづりのか知らないや)で調べる以外、方策は、思いあたらぬ。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

地方府にあつては、法令及び社会保険庁の指示のとおり  
事務処理しており 年金記録問題が今日、大きな問題にな  
なるとは、思っていなかった。  
よって、そのような問題が存在することを知らなかつた。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどうのように対応しようとしましたか。また、現時点でのみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

地方府にあつては、法令及び社会保険庁の指示のとおり  
事務処理する以外、対応の(も)のがなく、行政の地方、  
全てにおいて、適正に事務処理してあれば、問題はない  
なかつたものと思われる。

ご協力、ありがとうございました。

## 回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
(本庁)		
a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)		
(地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課		
e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)		
(社会保険事務所)		
i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)		

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

## 回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

勝手にあります。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現状ではよい。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍しているときは  
多く記録が纏めていなかった。  
マスコミで報道されたときに。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

コメントはありません。

ご協力、ありがとうございました。

## 回答票②

## 回答票③

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方府
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
(本庁)		
a. 本庁部長級以上		
b. 本庁課長・室長・企画官級以上		
c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上		
d. その他(本庁)		
(地方社会保険事務局)		
*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課		
e. 事務局長 *平成11年度までは課長		
f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹		
g. 事務局課長補佐・係長級以上		
h. その他(事務局)		
(社会保険事務所)		
i. 事務所長		
j. 事務所課長級以上		
k. その他(事務所)		

(注1) 「区分」欄は、現職者か退職者かいづれかに○を付けてください。

(注2) 「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方府かのいづれかに○を付けてください。

(注3) 「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

## 回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	<input type="radio"/> 退職者
所属	本庁	<input checked="" type="radio"/> 地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
(本庁)		
a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)		
(地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)		
(社会保険事務所) ① 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)		

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

## 回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でのみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

## 回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
(本庁)		
a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)		
(地方社会保険事務局)		
*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)		
(社会保険事務所)		
①事務所長 i. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)		

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

## 回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

紙台帳のオンライン化  
ニッポン銀行ごとに取り扱い

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金問題  
期肉機会があるとき、古い紙台帳で  
調査していくとき。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

古い記録を早くオンラインにのせておくべき  
でした。

ご協力、ありがとうございました。

## 回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職		
以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。		
(本庁)		
a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)		
(地方社会保険事務局)		
*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)		
(社会保険事務所)		
i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)		

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

## 回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知らない。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

一日も早く解決を図るべきである。多少の疑惑があつても、余程のことがない限り被保険者期間を認定してはどうか。社保庁の取扱いが正当であっても、世間の目は庁へ味方していくがいい。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在職中に年金記録問題は発生していなかった。  
この問題の存在を知ったのは、マスコミが取り上げた頃  
に知った。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

収納率を気にするあまり、標報を人情的・的確に訂正し、保険料を徴収していく経緯があるので収納(徴収)は別  
格調がいいと思います。

ご協力、ありがとうございました。

## 回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職		以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。
(本庁)		a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)
(地方社会保険事務局)		*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)
(社会保険事務所)		i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

## 回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

新聞紙上に報道されていることは、十分注意して読んでいますが、具体的なことは特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

長期間にわたる記録で、全国に分散していること、特に古いものについては社会の変化により再確認がむつかしくなり、あくことは確定をはないが、確認を進めることが重要だと思います。

将来的な問題としては、費用対効果といつた面が出てくるだろうと思われます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金については、もれなく加入、もれなく納め、もれなく受給を基本的なふきと答えていた。

年金の受給は加入者の経済に直結するので、他の行政に比して被保険者個人の关心熱意度が高く、年金受給が必ずしも順位によって順次高まってくる、そのため個人各の記録が重要である。

現在のような記録問題が若狭していることは認知していなかった。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどうのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるお考えですか。

年金制度の第一線というが被保険者と面接することになる、市町村の事務、直用事業所担当者、社会保険事務所取扱員、担当者の努力に負うところが大であるので、業務処理水準の維持に努力した。

在職者が年金の受給者の増加は被保険者の年金記録の关心が高まるので早期の広報、勧奨が十分出来ていればと思う。

市町村の事務機械化が早くに出来ていればと思う。

ご協力、ありがとうございました。

## 回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
<b>最終官職</b> 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。		
(本庁)		
a. 本庁部長級以上		
b. 本庁課長・室長・企画官級以上		
c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上		
d. その他(本庁)		
(地方社会保険事務局)		
*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課		
e. 事務局長 *平成11年度までは課長		
f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹		
g. 事務局課長補佐・係長級以上		
h. その他(事務局)		
(社会保険事務所)		
i. 事務所長		
j. 事務所課長級以上		
k. その他(事務所)		

(注1) 「区分」欄は、現職者か退職者かいかに○を付けてください。

(注2) 「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいかに○を付けてください。

(注3) 「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

## 回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

- 事業主からの届出について

事業主は、本人の申告により、資格取得届を作成し提出していたものであるから、すべて、被保険者の申告どおりであった。

## 理由

1. 時は年齢制限を設けていた事業所が（特に水商売等）多くあったように思います。年齢をごまかしていたと考える。
2. 年金受給年齢が近づくと元の年齢に戻す。  
また、年金番号をいくつも払い出している方が多いので、戻しているものと戻していないものがあるのではないか。  
(氏名・生年月日不一致)

(質問2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

- 本人申告が唯一と考える。これだけ照会の手紙を出しても不明なものが判明するのは難しい。
- 何回も何回も照会するより、市町村の協力をいただき、再度30歳以上の住民に対し、自分が所持している基礎年金番号・旧厚生年金番号・旧国民年金番号すべて・住所（旧住所を含む）・氏名（旧氏名を含む）・生年月日・職歴（事業所名・勤務期間・代表者の氏名）等を記載事項として提出していただく。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

- ・当然ながら、年金記録問題は、その方にとて一生の生活がかかるものなので、非常に大切なもであることを年頭において、業務処理を行ってきました。
- ・採用後即。(5ヶ月)

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

- ・採用当時、国民年金適用課（3年）時代は、国民年金台帳の作成と国民年金手帳の発行でした。  
その後は、厚特の業務一課。ここでは、原票（国年の台帳とは様式が異なる）の作成と健康保険証の発行（年金手帳の発行は他課）。
- ・原票の記録の進達に不安を感じていました。

理由

原票の上部の記録欄が一杯になれば切り離して、業務センターに進達していました。或いは、一杯になる前に資格喪失すれば、その都度進達。これらを一週間に一度くらいのペースで進達箱に入れ業務センターへ送付。その後は、センターで入力。

どこかで、紛失する可能性は十分に考えられました。

・事故リストについて

当時は、業務センターから、毎月事故リスト一覧表が送付されていました。しかし、他県払い出しの番号は、他県の社会保険事務所に照会していましたが、なかなか回答をいただけなくて

## 回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
(本庁)		
a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)		
(地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課		
e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)		
(社会保険事務所)		
i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)		

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

## 回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

届出主義により事務処理として止め  
事務主からの届出書(氏名、生年月日)  
正しくされていい。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金請求時に荷立てるしかな。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

今へようする問題が発生するとは思ひませんでした

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でのみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

届出に住民票等の添付が必要  
届出並びに問題あり、

ご協力、ありがとうございました。

## 回答票②

## 回答票③

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	<input checked="" type="radio"/> 地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
(本庁)		
a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)		
(地方社会保険事務局)		
*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)		
(社会保険事務所)		
i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)		

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。



(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。



回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

- 今回職に色々な事象が有るとは思っていませんでした。  
重複整理をする中で年金記録を繰り返し、その都度、新規加入として年金手帳の交付を受けていましたが、職歴をしきりに持めていない、どうわけ年金請求時ににおいて考慮する處が有った。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でのみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

- 確定街、名会社事務担当者に年金番号を重複して持つている方がいらっしゃれば届出玉手箱促した。  
○年金相談、年金相談所であります本人職歴と年金記録が完全併せて年金手帳が無い場合があれば、本人の届け出を行なう。職歴が有ればコンピュータ登録、運用事業所登録等、被保険者名簿、原票等による補正確認を行っていた。  
看護師におけるは、年金相談年金相談時、名寄せ等を行い、本人の提出職歴と実合していると思います。  
時が経過すればする程、被保険者登録が複数し、対応することに苦慮するこれが必然となるため、制度ごとに提出された年金番号を平均して基礎年金番号を算出した時まで徹底した記録整備を行なえば、今回の様に膨大な量に到りてないのではないかと感じます。

ご協力、ありがとうございました。

## 回答票②

## 回答票③

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
(本庁)		
a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)		
(地方社会保険事務局)		
*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)		
(社会保険事務所)		
i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)		

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

退職して20年余り経つので、加えて高齢、思考力も低下  
特に考え方があまりません

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録問題は重要なもりであり、紙テープの書き換え等の事務をアルバイトの主婦や学生が取扱いながら処理していくことについて、気がつくようになりました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどうのように対応しようとしましたか。また、現時点でのみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるお考えですか。

まだ平の職員であるため、その対応までは考えつかない  
大量の業務を少ない職員で処理するのは無理で、本庁が  
予算を地方へ流して、地方でアルバイトで処理して安易な  
対応は反省すべきである。  
また、書類上の発生とその対応が不十分であることに反省する

ご協力、ありがとうございました。

## 回答票②

## 回答票③

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
	(本庁)	
	a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)	
	(地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 ① 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)	
	(社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

「云われてみれば」との思いばかりで一般に知られていない問題は、私も知りません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現時点では、どのような方策も思い浮かびません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在職(実際に、資格関係の得喪に携わっていた)当時は、ただ一生懸命事務処理をするのみで係る年金記録問題が発生するとは夢にも思いませんでした。

今になり、振り返ってみれば複合的な要因が重なり合い、生じたものが年金記録問題であると認識することとなりました。

例えば、厚生年金ですが。

事業主は、被保険者の氏名、生年月日を正しく把握、取扱い年月日等正しく届出たか。

被保険者自身は、自らの氏名、生年月日を正しく事業主に伝えたか。

私自身、年金記号番号提出に際して、その提出書類や年金証書等に被保険者の氏名、生年月日を記載時、誤記することがなかったか等々。

当時、年金制度そのものが未成熟ということもあったと思います。私も、事業主も、被保険者自身も係る年金問題を見据えていれば、違った対応が取られていたと思います。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でのみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

問題認識。以下のことがなされていればかなり改善できていたと勝手に思っています。

事業主は、届出内容(資格取得、月額変更、算定基礎届、資格喪失届等々)の事実を被保険者に知らせること。

被保険者自身は、被保険者自身に年金手帳を銀行の預金通帳などに大切に管理し、必要に応じ、社会保険事務所(年金機構)に照会さえすれば、何時でも記録が確認できる。

行政は、事業主、被保険者に対し係ることを十分周知し対応に努力すること。

民主党の構想の「年金通帳」について十分承知していませんが、期待したいと思います。

ご協力、ありがとうございました。

## 回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	<input checked="" type="checkbox"/> 地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
(本庁)		
a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)		
(地方社会保険事務局)		
*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは生幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)		
(社会保険事務所)		
i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)		

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

## 回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録で問題になった記憶あります

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどうのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

特にあります

ご協力、ありがとうございました。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特にありません

## 回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方府
最終官職		以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。
(本庁)		a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)
(地方社会保険事務局)		*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)
(社会保険事務所)		i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方府かのいかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

## 回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

年金記録

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金制度にかけるは、歴史的背景のもと、国際情勢、政治の影響を強く受け、幾々の改正がなされています。  
 国民年金制度誕生当時にかけば、国民年金の大部分が制度内保守につづく理解の薄い現状、行政における年金制度周知、年報不足などの小未加入、未納者に対する教説がいたるところであると想われます。  
 制度への理解と協力を得ることの重要であり、利やく、制度作り、専門の手続き等国民立場に立つて、行政改革を実行することの必要性を改めて。  
 未統合統跡につづく、地道の努力の大切。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

- ・施設内でも年金記録問題があり、長い間のうちに制度の問題による適切なものがありません。
- ・逆に年金問題が解消され易かっており、容易に解決出来るものについてはあります。
- ・詰解問題については国民の協力が不可欠であり、自身の年金記録を簡単に確認出来ようがない組合なりが不十分である。
- ・現行申請主義である限り年金記録の該当性は将来に万々と発生する。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でのみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

- ・公務員として結果に対する責任感、近年、報道等でかかって行政側に対するアカシがしてあり、其の結果又はこれにあつてかかることから論文を作成していく。
- ・中央府、年金制度改定の中でも地方庁における指導の下懇意に変更事務を行っていく努力をして。
- ・制度内容、実施手続の中に監査していくだけではなく、地方実施機関の確認作業等、等にかけよ100%該当事項の検討を終了を終了ことは困難である。
- ・誠心、誠意地図を歩くを行っている。

ご協力、ありがとうございました。

## 回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職		以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。
(本庁)		a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)
(地方社会保険事務局)		*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)
(社会保険事務所)		i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいづれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいづれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

## 回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

- 昭和30年代被保険者が社会募集要領の年金制限へ合わせるために自分の生年月日を偽り(特に女性)履歴書等を提出したケースがあると聞いたことあり。
- 夫三者委員会について、夫婦で納付記録が相違している場合どちらかの納付している記録へ合わせると良いといふが、私が夫で昭和40年～46年頃集合徴収(市町役場・支所・公民館等で実施)で妻が添付料を持参して私が夫婦二人分には不足、その場合妻の分を完納し夫の不足分は後日持参する旨の申出が2件ほどあり、必ずしも夫の納付記録=妻の納付記録とはならない。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

変

- 生年月日を偽り姓名も婚姻で變っているケースあり。この際プライバシー問題は別へ以て、それらしきものと考えられる記録(生年月日偽りは生年だけ生れ年月日は正しいものと判断できる)があれば、その背景照会してみるべきと考えるが、その場合、労働会社名会社の所在地、勤務期間等と、その当時の生年月日、氏名等でデータとなり照会すべきと考える。本人からの回答は幅をもたせて回答者本人の記録へすべきと考えるが、
- 記録照回で社保局では家族の相談でも委任状が必要との応対、プライバシー問題をそなえているので年金記録問題は解決が遠い。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

1. 年金記録は、その後の将来老後の年金へ繋ぐことだから  
誤りのないよう正確に処理していくところである。
2. 新聞、テレビ等の報道で知ったところ、そこでどういったか  
私自身納得しかねる。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどうのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

1. 報道(マスコミ)では、一方的に社保庁大問題がありとのことでしたが、事業所、被保険者本人も負担で戸惑ったが、結局申請したケースが考えられます。社保庁としてここまでいたるが、そこからさきは事業所、被保険者本人にも問題があることを明確にすべきと考えるがいいかが。

ご協力、ありがとうございました。

## 回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	<input type="radio"/> 退職者
所属	本 庁	<input checked="" type="radio"/> 地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
	(本庁)	
	a. 本庁部長级以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)	
	(地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課	
	e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 <sup>(平成11年度までは主幹)</sup> g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)	
	(社会保険事務所)	
	i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

## 回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

とくにはありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

未統合の理由の内訳がよく判らないが、考えられるのは氏名のフリガナの相違、漢字変換の誤り、生年月日の相違が大半であろうかと思われる。そこで、社保に現存する被保険者原票(複数分合併)、紙面帳と突合して、生年月日を照合、氏名のあらゆる書き方を検証するしかない。未統合の理由が上述以外であれば、資格取得履歴の氏名、生年月日は届出済の場合、年金手帳が交付されるが、健保の被保険者証が発行され、厚生年金保険は新規取扱にして届出された場合が多かつた。仕民票と紐づけできるシステムがあったらこんな混乱はないか。當時も基礎年金看守方式は導入されていたと思うが、国民総持看守方式になると、世間もスマートな拒否反応がひとく、このようなシステムが作れる状況ではなかった。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

昭和45年から数年、53年から数年社保の某二課において厚生年金保険の記録に関する調査、記録の正確性、給付仕事に携わった。  
年金請求期間、過去など年金記録を紙面中板、エクセルファイルで調査していくことがある。現場では、現在のようにこれだけ大きな問題が発展するとは想像も出来なかつた。むしろ中止の戦力以外の記録かでできることは止められなかつた。戦力と記録が合わない場合は未適用事業者に勤務していなかったなど、記録が紛失していくケースは記憶にない。5000万件の記録が問題か報道されたとき、はじめて気がついた。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省として挙げられるお考えですか。

資格取得届出時、氏名、生年月日のチェックが行はれていたかったため、年金手帳署名の複数件持つ多かれた。そのため新規適用説明会(毎月)、算定基準説明会には年金署名は氏名と同じ生年月日ならいいことを重視して説明していた。「厚生年金被保険者証」裏面の注意事項にはその旨、記載があつた。

(質問4)下線に記載のとおり、昭和56年から国民年金に参入しているのかから、年金制度に統一化年金署名システムを実施してからこのような事態にならなかつたと思ふ。

私は、被保険者氏名を力の段方に差換した(55年度)ときは、次に保険料の引けがなは原因ではないかと思う。事業所から算定届時に記入してもらつたと思う。この時の引けがなは元の一つの原因が抜本的。

ご協力、ありがとうございました。

## 回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
(本庁)		
a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)		
(地方社会保険事務局)		
*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)		
(社会保険事務所)		
i. 事務所長 香川社会保険事務局 善通寺事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)		

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

あります。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

○年金加入記録に結びつく可能性のある記録については、年金特別便等により、当該者に対して必ず相談されよう喚起するとともに、徹底的に調査する。

○年金定期便等により年金加入履歴等を通知し、内容に不審や疑問のあつた人は申し出てもううなど注意喚起する。

## 回答票③

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

過去記録の統合整理作業を順次計画的に実施していく中で、長い目でみれば「未統合の記録が」ある程度解消され、最終的には、本人からの年金請求等にあわての加入履歴の申し立て、取扱いにより、また名寄せ作業により、他の年金番号の有無を確認して年金統合処理に当たっていたと理解していた。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でのみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

未統合の記録が、本人の記録に100%統合されるとは思えないが、徹底した取扱いを行っていければ、この問題がこれまで深刻にならなかったのではないか。

ご協力、ありがとうございました。

## 回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方 庁
最終官職		以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。
(本庁)		a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)
(地方社会保険事務局)		<small>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課</small> e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)
(社会保険事務所)		i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

## 回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありえん。

余談

「年金記録問題」をはりて、これまで世間一般に知られていない内閣比2、10厚生省の「保険か年金か従」といふすむつか年金記録問題に發展したと考えていら。

更いえば、国民が「自己責任」を期待して年金システムと、その意図、薄い国民のヤマツク立寄りの理解がなってはならないでしょうか。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

1. 来  
被保険者の複数、番号を持つ人の統合問題と認識。
2. 来  
戦前から古い記録の把握、整理。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でのみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

1. 来  
地方ではどうしようもない問題であります。  
基礎年金署名認定を前倒しでできなかつたのか。
2. 来  
担当者の能力により記録が整理され難い点。  
努力する職員に対する評価と高める努力をして。

ご協力、ありがとうございました。

## 回答票②

## 回答票③

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	(退職者)
	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
(本庁)		
a. 本庁部長級以上		
b. 本庁課長・室長・企画官級以上		
c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上		
d. その他(本庁)		
(地方社会保険事務局)		
*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課		
e. 事務局長　*平成11年度までは課長		
f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹		
g. 事務局課長補佐・係長級以上		
h. その他(事務局)		
(社会保険事務所)		
i. 事務所長		
j. 事務所課長級以上		
k. その他(事務所)		

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

在職中には考へも及ばぬかの問題が出てきて  
驚いたところです。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

記録の消失などを防ぐには被保険者名簿の作成による  
情報収集をして整理していくと良いと思ふが、現状は消えがちなので  
はがれてしまう。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録問題を  
記録の整合性を評価せねばならぬと感じて  
いました。整合性があるかどうかで決まります。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

この問題を抱えながらこれまでくるとは思っていませんでした。

ご協力、ありがとうございました。

## 回答票②

## 回答票④

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	(退職者)
所属	本 庁	(地方庁)
最終官職		以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。
(本庁)		<ul style="list-style-type: none"> <li>a. 本庁部長級以上</li> <li>b. 本庁課長・室長・企画官級以上</li> <li>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上</li> <li>d. その他(本庁)</li> </ul>
(地方社会保険事務局)		<ul style="list-style-type: none"> <li>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課</li> <li>e. 事務局長 *平成11年度までは課長</li> <li>f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹</li> <li>g. 事務局課長補佐・係長級以上</li> <li>h. その他(事務局)</li> </ul>
(社会保険事務所)		<ul style="list-style-type: none"> <li>i. 事務所長</li> <li>j. 事務所課長級以上</li> <li>k. その他(事務所)</li> </ul>

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍時は、年金給付の基礎資料とは重要なとの認識していた。  
様々な問題の存在することを知ったのは、直近後に報道機関から報道  
(たまご)ことからだった。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

専ら対応はしていない。

この問題は、本庁及び都道府県の一部の不正行為のために全国の問題が不正に発生したかのごとく報道されており、まいりん街でいふ大抵の市民及びのBは非常に迷惑している。

ご協力、ありがとうございました。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

年金記録で今までに報道されている問題以外は知らない。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

台帳からの切換が不十分であり、台帳、マイロ等の記録があるものは、速かに統合をすべきである。  
又、年金支給時は慎重に取扱うべきである。  
それ以外の不正(不當)行為にはさきほどのものは、解決方法を考えつけてある。

## 回答票②

## 回答票③

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職		以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。
(本庁)		a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)
(地方社会保険事務局)		*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)
(社会保険事務所)		i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいづれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいづれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

すでに解決に向けた取り組みをしていくと思われます  
 1. コンピューターを導入した場合処理する  
 ((例)氏名については、すべての字と「者読み・訓読み・平仮名・カタカナ・ズレツ等に対応(置き換え)のフリガナ化統合を図る)  
 2. 人的手段における得意なこととして大変困難と思われる  
 古い紙記録、マイクロフィルム等と現在の記録を対応する

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録については、光触年金等の制度時に本人に対する取扱いが長期的に  
収録されている記録を実感し、全く違ひがある場合は、期内翌年等に  
お詫びの取扱いをしており、また地方府においではこれまで問題が  
あることは全く予想をしていませんでした

この問題は退職後、メディア等で取り扱った次第です

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でのみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

- ①このよろしく大問題ではないとこでは、地方府では全く気が付かず、  
この問題はわざわざして、問題のところが本人等が数件  
件の相談を受け、連絡の状況を喜んでいました。今後も積極的  
に問い合わせる所存です。
- ②反省としては、この問題は(放置)と思います。地方府としては  
何らかの問題があった
- ③今後あくまでも、国民年金手帳登録(難いことをやめません)され  
ば、完璧な手帳を思われます

ご協力、ありがとうございました。

## 回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
(本庁)		
a. 本庁部長級以上		
b. 本庁課長・室長・企画官級以上		
c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上		
d. その他(本庁)		
(地方社会保険事務局)		
*平成11年度までは各都道府県保険課(国民年金課)		
e. 事務局長 *平成11年度までは課長		
① 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹		
g. 事務局課長補佐・係長級以上		
h. その他(事務局)		
(社会保険事務所)		
i. 事務所長		
j. 事務所課長級以上		
k. その他(事務所)		

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいづれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいづれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

## 回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどうに対応しようとしましたか。また、現時点でのみた場合に、この問題についてどのような点が反省として挙げられるとお考えですか。

行政側からの返答がある。  
本人の年金記録が無いのか。  
支給金額が支給額が異なる。  
  
今後の問題としては  
支給金額が支給額と、この差額が何らかの問題がある  
可能性がある。

ご協力、ありがとうございました。